

平成25年7月23日  
市町村課財政担当、税政担当  
担当者 原田、村島、江頭、西田、秋永  
内線 1341、1344  
直通 0952-25-7024  
E-mail : shichouson@pref.saga.lg.jp

## 平成25年度普通交付税等決定額（佐賀県市町分）をお知らせします

### 1 普通交付税等交付決定額

- (1) 普通交付税交付決定額 93,772,632千円  
(2) 臨時財政対策債発行可能額 15,787,479千円

(参考)

○対前年度比較

(単位：千円、%)

	平成25年度	平成24年度	増減額	増減率	全国市町村総額の率
基準財政需要額	(177,072,231)	(176,051,178)	(1,021,053)	(0.6)	
A	175,026,231	174,081,133	945,098	0.5	0.4
基準財政収入額	(83,343,734)	(82,606,465)	(737,269)	(0.9)	
B	81,137,811	80,255,076	882,735	1.1	1.5
交付基準額 (A-B)					
C	93,888,420	93,826,057	62,363	0.1	△1.6
調整額	115,788	314,007	△198,219	△63.1	—
(調整率)	0.000661556	0.001803805			
普通交付税額 (C-D)	93,772,632	93,512,050	260,582	0.3	△1.3
臨時財政対策債発行可能額	15,787,479	15,562,816	224,663	1.4	1.1
計	109,560,111	109,074,866	485,245	0.4	△0.1

注)上段( )書き：県内市町合計の数値

下段：財源不足団体(平成24、25年度ともに玄海町除き)の数値

※ 臨時財政対策債は、地方財源の不足に対処するため、平成23年度から平成25年度の間、地方財政法第5条の特例として発行されるもの。(平成13年度から平成22年度の間においても同様に発行)

- 2 地方特例交付金交付決定額 350,476千円  
対前年度比 +18,781千円 (+5.7%)

※ 地方特例交付金は、各都道府県及び各市町村の個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除を行うことによる減収見込額を補填するもの。

◆ 上記1、2の市町別決定額等の詳細は、別紙1、2のとおり。

(参考) 平成25年度佐賀県(市町分)の普通交付税等の状況

- 普通交付税は前年度比0.3%増(平成23年度以来2年ぶりの増)
- 普通交付税+臨時財政対策債発行可能額では前年度比0.4%増(平成22年度以来3年ぶりの増)

(1) 今年度の普通交付税の特徴

- ア 基準財政需要額が9億45百万円(+0.5%)の増(財源不足団体ベース)
- ・ 単位費用の減等により総務費・企画費等を包括的に算定する包括算定経費(人口)が9億17百万円(△3.4%)の減、消防費が4億74百万円(△3.7%)の減となった。(交付税減要因)
  - ・ 一方で、新規費目の地域の元気づくり推進費が11億78百万円(皆増)の増、単位費用の増等により保健衛生費が10億69百万円(+9.7%)の増となった。(交付税増要因)

※玄海町を加えた基準財政需要額の県内市町合計は10億21百万円(+0.6%)の増。

- イ 基準財政収入額が8億83百万円(+1.1%)の増(財源不足団体ベース)
- ・ 道府県たばこ税の一部が市町村たばこ税に移譲されたこと等により、市町村たばこ税が7億65百万円(+17.8%)の増、新築家屋の評価額が減少家屋の評価額を上回ったことにより、固定資産税(家屋)が4億71百万円(+3.2%)の増となった。(交付税減要因)
  - ・ 一方で、大規模工場の新規設備投資の減少等により、固定資産税(償却資産)が5億18百万円(△6.2%)の減、また、企業収益の減少等により、市町村民税(法人税割)が4億45百万円(△9.3%)の減となった。(交付税増要因)

※玄海町を加えた基準財政収入額の県内市町合計は7億37百万円(+0.9%)の増。

ウ 合併算定替の適用

- ・ 平成16年度以降に合併した佐賀市等10市町については、いずれの団体においても合併算定替\*の額が一本算定の額を上回るため合併算定替を適用。

- ・ 10市町の普通交付税における合併算定替の額と一本算定の額を比較すると、合併算定替の額（746億8百万円）が一本算定の額（567億80百万円）を178億28百万円（31.4%増加）上回っている。

※ 合併算定替

合併特例法（旧法）の規定に基づいて合併した市町村の交付税算定における特例。

合併後15年間に限り、合併関係市町村が各年度の4月1日に合併前の区域で存続すると仮定して各合併関係市町村ごとに算定した財源不足額の合算額が、合併後の新市町村について一本算定した財源不足額よりも大きい場合は、大きい方の額を当該団体の財源不足額とするもの。

(2) 各市町ごとの普通交付税の増減状況

各市町ごとの普通交付税額は、各団体の基準財政需要額、臨時財政対策債振替額、基準財政収入額の伸び率の相違等により差が生じているが、本年度は不交付団体の玄海町を除き、10市町において対前年度比減少、9市町において対前年度比増加となっている。

○ 増加率の大きな団体は、下記のとおり

- |          |         |     |   |
|----------|---------|-----|---|
| <1> 伊万里市 | (+8.0%) | ... | 大規模工場の新規設備投資の減少等による固定資産税（償却資産）の減、保健衛生費の増等 |
| <2> 大町町  | (+7.7%) | ... | 企業の収益減による市町村民税（法人税割）の減、保健衛生費の増等           |
| <3> 多久市  | (+3.0%) | ... | 小・中一貫校の開校に伴うスクールバス導入による小学校費の増等            |

○ 減少率の大きな団体は、下記のとおり

- |           |         |     |   |
|-----------|---------|-----|---|
| <1> 吉野ヶ里町 | (△7.1%) | ... | 企業の収益増による市町村民税（法人税割）の増、包括算定経費（人口）の減等    |
| <2> 鳥栖市   | (△7.0%) | ... | 新築家屋の増加等による固定資産税（家屋）の増、包括算定経費（人口）の減等    |
| <3> 太良町   | (△4.4%) | ... | 市町村たばこ税への税率移譲による市町村たばこ税の増、包括算定経費（人口）の減等 |

(3) 不交付団体

県内 20 市町のうち平成 25 年度普通交付税不交付団体は玄海町のみ。  
玄海町は、平成 7 年度以降 19 年連続で不交付団体となっている。

(4) その他

ア 地方公務員の給与費の臨時特例

平成 25 年度の地方公務員給与費に係る基準財政需要額については、平成 25 年 7 月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として算定（関係費目の単位費用を改正）。

イ 「地域の元気づくり推進費」の創設

地方財政計画に計上された「地域の元気づくり事業費」については、地域の活性化等の緊急の課題に対処する観点から、普通交付税の基準財政需要額として、新たに臨時費目「地域の元気づくり推進費」を創設。

算定額 11 億 60 百万円（財源不足団体ベース）

◆ 市町別状況は、別紙 4 のとおり。

ウ 臨時財政対策債発行可能額の算出方式の見直し

財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、平成 22 年度以降、段階的に「人口基礎方式」を廃止し、平成 25 年度から、全額「財源不足額基礎方式」へ移行。